

OCDB コンソーシアムに関する基本覚書 (MOU)

[〇〇〇株式会社] (以下「甲」という) と OCDB コンソーシアム (以下「乙」という) は、コンソーシアム運営に関して、以下のとおり基本的な[運営に関する]覚書 (以下「本覚書」) を締結する。

第1条 (目的)

甲及び乙は、OCDB コンソーシアムについて協力して運営を行うこととする。

第2条 (甲及び乙の役割)

1. 甲はコンソーシアムの運営に協力し、乙はコンソーシアムの事務局として運営を推進することにより、連携するものとする。
2. 甲及び乙は、第5条に記載の本覚書有効期間において、乙が開催する定期的な会議 (以下「幹事会」という) に参加するものとする。
3. 甲及び乙は協議の上必要に応じて補完的な第三者の参画を求めることができるものとする。

第3条 (広報活動)

本覚書やその内容に関するマス・メディアを含む対外的なコミュニケーションについては、原則として甲乙合意のもと行うか、または、事前に相手方の承認を得た上で行うものとする。

第4条 (秘密保持)

甲及び乙は、本覚書の存在・内容及び甲乙協業の検討過程において先方より得たすべての秘密情報に関して、甲及び乙が 2018 年〇〇月〇〇日付けで締結した秘密保持契約に従い、取り扱いに充分留意し、相手方の事前の書面による承諾無しに、競合各社は勿論マス・メディアを含むいかなる第三者にも開示しない事を約束する。

第5条 (有効期間)

本覚書は、本覚書締結日より3年間有効とする。ただし、甲及び乙は1年ごとに本覚書の内容については見直しを行い、必要に応じて改訂するものとする。なお、本覚書は、一方当事者の他方当事者に対する書面による通知をもっていつでも解約できるものとする。

第6条（法的拘束力）

本覚書は第4条を除きなんらの法的拘束力ももたず、両当事者の間でいかなる権利義務関係を発生させるものではない。

本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各記名捺印の上、各1通を保有する。

2018年〇月〇日

甲：住所
会社名

_____ ㊟

乙： 東京都文京区湯島3-19-11
湯島ファーストビル4F
OCDB コンソーシアム事務局

_____ ㊟